

中华人民共和国个人信息保护法

中華人民共和国個人情報保護法

(2021年8月20日第十三届全国人民代表大会常务委员会第三十次会议通过)

(2021年8月20日第13期全国人民代表大会常务委员会第30回会議で可決)

目 录

第一章 总 则  
 第二章 个人信息处理规则  
     第一节 一般规定  
     第二节 敏感个人信息的处理规则  
     第三节 国家机关处理个人信息的特别规定  
 第三章 个人信息跨境提供的规则  
 第四章 个人在个人信息处理活动中的权利  
 第五章 个人信息处理者的义务  
 第六章 履行个人信息保护职责的部门  
 第七章 法律责任  
 第八章 附 则

目次

第一章 総則  
 第二章 個人情報処理規則  
     第一節 一般規定  
     第二節 機微な個人情報の処理規則  
     第三節 国家機関の個人情報の処理にかかる特別規定  
 第三章 個人情報の国外提供にかかる規則  
 第四章 個人情報処理活動における個人の権利  
 第五章 個人情報処理者の義務  
 第六章 個人情報保護の職責を履行する機関  
 第七章 法的責任  
 第八章 附則

第一章 总 则

第一章 総則

第一条 为了保护个人信息权益，规范个人信息处理活动，促进个人信息合理利用，根据宪法，制定本法。

第1条 個人情報の権益保護、個人情報の処理活動の規範化、及び個人情報の合理的な利用促進のため、憲法に基づき、本法を制定する。

第二条 自然人的个人信息受法律保护，任何组织、个人不得侵害自然人的个人信息权益。

第2条 自然人の個人情報は法律による保護を受け、いかなる組織、個人も自然人の個人情報の権益を侵害してはならない。

第三条 在中华人民共和国境内处理自然人个人信息的活动，适用本法。  
 在中华人民共和国境外处理中华人民共和国境内自然人个人信息的活动，有下列情形之一的，也适用本法：

第3条 自然人の個人情報を中華人民共和国内で処理する活動には、本法を適用する。  
 中華人民共和国内の自然人の個人情報を中華人民共和国外で処理する活動において、以下に掲げる事由の一つがある場合にも、本法を適用する。

- (一) 以向境内自然人提供产品或者服务为目的；
- (二) 分析、评估境内自然人的行为；
- (三) 法律、行政法规规定的其他情形。

- (1) 国内の自然人に製品又はサービスを提供することを目的とする場合
- (2) 国内の自然人の行為を分析、評価する場合
- (3) 法律、行政法規に定めるその他の事由

第四条 个人信息是以电子或者其他方式记录的与已识别或者可识别的自然人有关的各种信息，不包括匿名化处理后的信息。  
 个人信息的处理包括个人信息的收集、存储、使用、加工、传输、提供、公开、删除等。

第4条 個人情報は、電子又はその他の方式により記録される、識別された又は識別可能な自然人に関する各種の情報であり、匿名化処理を施した情報を含まない。  
 個人情報の処理には、個人情報の収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開、削除等を含む。

第五条 处理个人信息应当遵循合法、正当、必要和诚信原则，不得通过误导、欺诈、胁迫等方式处理个人信息。

第5条 個人情報の処理にあたっては、適法性、正当性、必要性及び信義誠実の原則を遵守しなければならない、誤導、詐欺、脅迫等の方式によって個人情報を処理してはならない。

第六条 处理个人信息应当具有明确、合理的目的，并应当与处

第6条 個人情報の処理には明確で合理的な目的があり、かつ

理目的直接相关, 采取对个人权益影响最小的方式。  
收集个人信息, 应当限于实现处理目的的最小范围, 不得过度收集个人信息。

第七条 处理个人信息应当遵循公开、透明原则, 公开个人信息处理规则, 明示处理的目的、方式和范围。

第八条 处理个人信息应当保证个人信息的质量, 避免因个人信息不准确、不完整对个人权益造成不利影响。

第九条 个人信息处理者应当对其个人信息处理活动负责, 并采取必要措施保障所处理的个人信息的安全。

第十条 任何组织、个人不得非法收集、使用、加工、传输他人个人信息, 不得非法买卖、提供或者公开他人个人信息; 不得从事危害国家安全、公共利益的个人信息处理活动。

第十一条 国家建立健全个人信息保护制度, 预防和惩治侵害个人信息权益的行为, 加强个人信息保护宣传教育, 推动形成政府、企业、相关社会组织、公众共同参与个人信息保护的良好环境。

第十二条 国家积极参与个人信息保护国际规则的制定, 促进个人信息保护方面的国际交流与合作, 推动与其他国家、地区、国际组织之间的个人信息保护规则、标准等互认。

## 第二章 个人信息处理规则

### 第一节 一般规定

第十三条 符合下列情形之一的, 个人信息处理者方可处理个人信息:

- (一) 取得个人的同意;
- (二) 为订立、履行个人作为一方当事人的合同所必需, 或者按照依法制定的劳动规章制度和依法签订的集体合同实施人力资源管理所必需;
- (三) 为履行法定职责或者法定义务所必需;
- (四) 为应对突发公共卫生事件, 或者紧急情况下为保护自然人的生命健康和财产安全所必需;
- (五) 为公共利益实施新闻报道、舆论监督等行为, 在合理的范围内处理个人信息;
- (六) 依照本法规定在合理的范围内处理个人自行公开或者其他已经合法公开的个人信息;
- (七) 法律、行政法规规定的其他情形。

処理の目的と直接の関連があり、個人の権益への影響を最小とする方式を採用しなければならない。

個人情報の収集は、処理の目的が実現できる最小範囲に限定しなければならない。過度な個人情報の収集をしてはならない。

第7条 個人情報を処理するにあたっては公開、透明性の原則を遵守し、個人情報の処理規則を公開し、処理の目的、方式及び範囲を明示しなければならない。

第8条 個人情報を処理するにあたっては、個人情報の質を保証し、個人情報が不正確、不完全となることによって個人の権益に不利な影響を及ぼすことは避けなければならない。

第9条 個人情報処理者は、その個人情報処理活動に責任を負い、必要な措置を講じて処理する個人情報の安全を保障しなければならない。

第10条 いかなる組織、個人も、他人の個人情報を違法に収集、使用、加工、伝送してはならず、他人の個人情報を違法に売買、提供又は公開してはならない。国の安全、公共の利益を脅かすような個人情報処理活動に従事してはならない。

第11条 国は個人情報の保護制度を確立してそれを整備し、個人情報の権益侵害行為を予防し、取り締まり、個人情報保護の宣伝教育を強化し、政府、企業、関連の社会組織、公衆がともに個人情報保護に参加する良好な環境の形成を推進する。

第12条 国は、個人情報保護の国際規則の制定に積極的に参加し、個人情報保護に関する国際交流及び協力を促進し、他の国家、地域、国際組織との個人情報保護規則、標準等にかかる相互承認を推進する。

## 第二章 個人情報の処理規則

### 第一节 一般規定

第13条 以下に掲げる事由の一つに該当する場合、個人情報処理者は個人情報を処理することができる。

- (1) 個人の同意を取得した場合
- (2) 個人を一方の当事者とする契約の締結、履行に必須である場合、又は法により制定された労働規則制度及び法により締結された労働協約に基づいて行う人材の管理に必須である場合
- (3) 法定の職責又は法定の義務の履行に必須である場合
- (4) 突発的公衆衛生事件への対処又は緊急事態下における自然人的生命・健康や財産の安全の保護に必須である場合
- (5) 公共の利益のための報道、世論監督等の行為をするために、合理的な範囲内で個人情報を処理する場合
- (6) 本法規定により合理的な範囲内で、個人が自ら公開したか、その他のすでに適法に公開された個人情報を処理する場合
- (7) 法律、行政法規に定めるその他の場合

依照本法其他有关规定,处理个人信息应当取得个人同意,但是有前款第二项至第七项规定情形的,不需取得个人同意。

第十四条 基于个人同意处理个人信息的,该同意应当由个人在充分知情的前提下自愿、明确作出。法律、行政法规规定处理个人信息应当取得个人单独同意或者书面同意的,从其规定。个人信息的处理目的、处理方式和处理的个人信息种类发生变更的,应当重新取得个人同意。

第十五条 基于个人同意处理个人信息的,个人有权撤回其同意。个人信息处理者应当提供便捷的撤回同意的方式。个人撤回同意,不影响撤回前基于个人同意已进行的个人信息处理活动的效力。

第十六条 个人信息处理者不得以个人不同意处理其个人信息或者撤回同意为由,拒绝提供产品或者服务;处理个人信息属于提供产品或者服务所必需的除外。

第十七条 个人信息处理者在处理个人信息前,应当以显著方式、清晰易懂的语言真实、准确、完整地向个人告知下列事项:

- (一)个人信息处理者的名称或者姓名和联系方式;
- (二)个人信息的处理目的、处理方式,处理的个人信息种类、保存期限;
- (三)个人行使本法规定权利的方式和程序;
- (四)法律、行政法规规定应当告知的其他事项。

前款规定事项发生变更的,应当将变更部分告知个人。

个人信息处理者通过制定个人信息处理规则的方式告知第一款规定事项的,处理规则应当公开,并且便于查阅和保存。

第十八条 个人信息处理者处理个人信息,有法律、行政法规规定应当保密或者不需要告知的情形的,可以不向个人告知前条第一款规定的事项。

紧急情况下为保护自然人的生命健康和财产安全无法及时向个人告知的,个人信息处理者应当在紧急情况消除后及时告知。

第十九条 除法律、行政法规另有规定外,个人信息的保存期限应当为实现处理目的所必要的最短时间。

本法のその他の関連規定により、個人情報の処理にあたっては個人の同意を取得しなければならないが、前項第2号から第7号の規定の事由がある場合は、個人の同意取得は不要とする。

第14条 個人の同意に基づき個人情報を処理するにあたり、当該同意は、個人が十分に事情を知っている前提のもとで、自由意思により、明確に行わなければならない。法律、行政法規により、個人情報の処理にあたり単独の同意又は書面の同意を取得すべきであると定めている場合は、その規定に従う。

個人情報の処理の目的、処理方式及び処理する個人情報の種類に変更が生じた場合は、個人の同意を取得し直さなければならない。

第15条 個人の同意に基づいて個人情報を処理するにあたり、個人はその同意を撤回する権利を有する。個人情報処理者は、同意を簡便に撤回できる手段を提供しなければならない。

個人の同意撤回は、撤回する以前に個人の同意に基づいて行われた個人情報処理活動の効力には影響を与えない。

第16条 個人情報処理者は、個人がその個人情報の処理に同意していないか、同意を撤回したことを理由に、製品又はサービスの提供を拒否してはならない。個人情報の処理が製品又はサービスの提供に必須となる場合を除く。

第17条 個人情報処理者は、個人情報を処理する前に、目立つ方式により、明確かつわかりやすい文言で、真実、正確、完全に以下の事項を個人に告知しなければならない。

- (1)個人情報処理者の名称又は氏名及び連絡先情報
- (2)個人情報の処理の目的、処理方式、処理する個人情報の種類、保存期限
- (3)個人が本法に規定する権利を行使する方法及び手続き
- (4)法律、行政法規に告知すべきであると定めるその他の事項

前項の規定について変更が発生した場合、変更した部分を個人に告知しなければならない。

個人情報処理者が個人情報の処理規則を設けることによって第1項に規定する事項を告知する場合、処理規則は公開し、かつ閲覧、保管しやすいものとしなければならない。

第18条 個人情報処理者が個人情報を処理するにあたり、秘密を保持すべきこと又は告知が不要であることが法律、行政法規で規定されている場合には、前条第1項規定の事項を個人に告知しなくともよい。

緊急事態下において自然人的生命・健康及び財産の安全を保護するために速やかに個人に告知することができない場合、緊急事態が消除された後速やかに告知しなければならない。

第19条 法律、行政法規に別段の規定がある場合を除き、個人情報の保存期間は、処理の目的を実現するために必要な最短期

第二十条 两个以上的个人信息处理者共同决定个人信息的处理目的和处理方式的,应当约定各自的权利和义务。但是,该约定不影响个人向其中任何一个个人信息处理者要求行使本法规定的权利。

个人信息处理者共同处理个人信息,侵害个人信息权益造成损害的,应当依法承担连带责任。

第二十一条 个人信息处理者委托处理个人信息的,应当与受托人约定委托处理的目的、期限、处理方式、个人信息的种类、保护措施以及双方的权利和义务等,并对受托人的个人信息处理活动进行监督。

受托人应当按照约定处理个人信息,不得超出约定的处理目的、处理方式等处理个人信息;委托合同不生效、无效、被撤销或者终止的,受托人应当将个人信息返还个人信息处理者或者予以删除,不得保留。

未经个人信息处理者同意,受托人不得转委托他人处理个人信息。

第二十二条 个人信息处理者因合并、分立、解散、被宣告破产等原因需要转移个人信息的,应当向个人告知接收方的名称或者姓名和联系方式。接收方应当继续履行个人信息处理者的义务。接收方变更原先的处理目的、处理方式的,应当依照本法规定重新取得个人同意。

第二十三条 个人信息处理者向其他个人信息处理者提供其处理的个人信息的,应当向个人告知接收方的名称或者姓名、联系方式、处理目的、处理方式和个人信息的种类,并取得个人的单独同意。接收方应当在上述处理目的、处理方式和个人信息的种类等范围内处理个人信息。接收方变更原先的处理目的、处理方式的,应当依照本法规定重新取得个人同意。

第二十四条 个人信息处理者利用个人信息进行自动化决策,应当保证决策的透明度和结果公平、公正,不得对个人在交易价格等交易条件上实行不合理的差别待遇。

通过自动化决策方式向个人进行信息推送、商业营销,应当同时提供不针对其个人特征的选项,或者向个人提供便捷的拒绝方式。

通过自动化决策方式作出对个人权益有重大影响的决定,个人

间としなければならない。

第 20 条 2 者以上の個人情報処理者が共同で個人情報の処理の目的や処理方法を決定する場合、各自の権利及び義務を約定しなければならない。ただし、当該約定は、いずれかの個人情報処理者に対し、個人が本法規定の権利行使を要求することには影響を与えない。

個人情報処理者が共同で個人情報を処理し、個人情報の權益に損害をもたらした場合、法により連帯責任を負わなければならない。

第 21 条 個人情報処理者が個人情報の処理を委託する場合、受託者と委託にかかる処理の目的、期間、処理方式、個人情報の種類、保護措置、双方の権利及び義務等について約定したうえ、受託者の個人情報処理活動を監督しなければならない。

受託者は約定の通りに個人情報を処理するものとし、約定した処理の目的、処理方式等を超えて個人情報を処理してはならない。委託契約が効力を生じず、無効となり、取り消されるか終了した場合、受託者は、個人情報を個人情報処理者に返還するか、削除するものとし、留保してはならない。

個人情報処理者の同意を得ることなく、受託者は他人に個人情報の処理を再委託してはならない。

第 22 条 個人情報処理者が、合併、分割、解散、破産宣告等の原因により個人情報を移転する必要がある場合、個人に受領者の名称又は氏名及び連絡先情報を告知しなければならない。受領者は個人情報処理者の義務を引き続き履行しなければならない。受領者がもとの処理の目的、処理方式を変更する場合は、本法の規定により改めて個人の同意を取得し直さなければならない。

第 23 条 個人情報処理者がその他の個人情報処理者にその処理する個人情報を提供する場合、個人に受領者の名称又は氏名、連絡先情報、処理の目的、処理方式及び個人情報の種類を告知したうえ、個人から単独の同意を取得しなければならない。個人情報の受領者は前記の処理目的、処理方式及び個人情報の種類等の範囲内で個人情報を処理しなければならない。受領者がもとの処理の目的、処理方式を変更する場合は、本法の規定により改めて個人の同意を取得し直さなければならない。

第 24 条 個人情報処理者が個人情報を利用して自動意思決定を行うにあたっては、意思決定の透明性及び処理結果の公平性、公正性を保証しなければならない。個人に対する取引価格などの取引条件において不合理な差別待遇を行ってはならない。

自動意思決定方式により個人に情報配信、商業マーケティングを行うにあたっては、同時に個人の特徴に合わせた情報選択が行われない選択肢を提供するか、簡便に拒否できる手段を提供しなければならない。

有权要求个人信息处理者予以说明,并有权拒绝个人信息处理者仅通过自动化决策的方式作出决定。

第二十五条 个人信息处理者不得公开其处理的个人信息,取得个人单独同意的除外。

第二十六条 在公共场所安装图像采集、个人身份识别设备,应当为维护公共安全所必需,遵守国家有关规定,并设置显著的提示标识。所收集的个人图像、身份识别信息只能用于维护公共安全的目的,不得用于其他目的;取得个人单独同意的除外。

第二十七条 个人信息处理者可以在合理的范围内处理个人自行公开或者其他已经合法公开的个人信息;个人明确拒绝的除外。个人信息处理者处理已公开的个人信息,对个人权益有重大影响的,应当依照本法规定取得个人同意。

## 第二节 敏感个人信息的处理规则

第二十八条 敏感个人信息是一旦泄露或者非法使用,容易导致自然人的人格尊严受到侵害或者人身、财产安全受到危害的个人信息,包括生物识别、宗教信仰、特定身份、医疗健康、金融账户、行踪轨迹等信息,以及不满十四周岁未成年人的个人信息。

只有在具有特定的目的和充分的必要性,并采取严格保护措施的情形下,个人信息处理者方可处理敏感个人信息。

第二十九条 处理敏感个人信息应当取得个人的单独同意;法律、行政法规规定处理敏感个人信息应当取得书面同意的,从其规定。

第三十条 个人信息处理者处理敏感个人信息的,除本法第十七条第一款规定的事项外,还应当向个人告知处理敏感个人信息的必要性以及对个人权益的影响;依照本法规定可以不向个人告知的除外。

第三十一条 个人信息处理者处理不满十四周岁未成年人个人信息的,应当取得未成年人的父母或者其他监护人的同意。个人信息处理者处理不满十四周岁未成年人个人信息的,应当制定专门的个人信息处理规则。

自動意思決定の方式によって行われる個人の権益に重大な影響がもたらされる決定において、個人は個人情報処理者に説明を求める権利を有するとともに、個人情報処理者が自動意思決定の方式のみによって決定されることへの拒否権を有する。

第 25 条 個人情報処理者は、その処理する個人情報を公開してはならないが、個人の単独の同意を取得した場合を除く。

第 26 条 公共の場所に画像採集、個人の身分を識別する設備を取り付けるにあたっては、公共の安全を維持・保護するために必須であり、国の関連規定を遵守したうえ、目立つ位置に標識を設置しなければならない。収集した個人の画像、身分識別情報は公共の安全を維持・保護する目的のみにしか用いることができず、その他の用途に用いてはならない。ただし、個人の単独の同意を取得した場合を除く。

第 27 条 個人情報処理者は合理的な範囲内で個人が自ら公開したか、その他のすでに適法に公開されている個人情報を処理することができるが、個人が明確に拒否した場合を除く。個人情報処理者がすでに公開されている個人情報を処理して個人の権益に重大な影響を及ぼす場合は、本法の規定により個人の同意を取得しなければならない。

## 第二節 機微な個人情報の処理規則

第 28 条 機微な個人情報とは、一旦漏えいするか違法に使用すると、自然人の人格の尊厳を侵害し、人身、財産に危害を及ぼしやすしい個人情報をいい、生体識別情報、宗教・信仰、特定の身分、医療健康、金融口座、行動履歴等の情報、ならびに 14 歳未満の未成年の個人情報を含む。

特定の目的と十分な必要性があり、かつ厳格な保護措置を取る場合に限り、個人情報処理者は機微な個人情報を処理することができる。

第 29 条 機微な個人情報を処理するにあたっては、個人の単独の同意を取得しなければならない。法律、行政法規で機微な個人情報を処理するにあたり書面の同意を取得しなければならないと定めている場合は、その規定に従う。

第 30 条 個人情報処理者が機微な個人情報を処理するにあたっては、本法第 17 条第 1 項に規定する事項のほかにも、機微な個人情報を処理することの必要性及び個人の権益に及ぼす影響を個人に告知しなければならない。本法規定に個人に告知しなくてもよいことが規定されている場合を除く。

第 31 条 個人情報処理者が 14 歳未満の未成年の個人情報を処理するにあたっては、未成年の父母又はその他の後見人の同意を取得しなければならない。

個人情報処理者が 14 歳未満の未成年の個人情報を処理する

第三十二条 法律、行政法规对处理敏感个人信息规定应当取得相关行政许可或者作出其他限制的,从其规定。

### 第三节 国家机关处理个人信息的特别规定

第三十三条 国家机关处理个人信息的活动,适用本法;本节有特别规定的,适用本节规定。

第三十四条 国家机关为履行法定职责处理个人信息,应当依照法律、行政法规规定的权限、程序进行,不得超出履行法定职责所必需的范围和限度。

第三十五条 国家机关为履行法定职责处理个人信息,应当依照本法规定履行告知义务;有本法第十八条第一款规定的情形,或者告知将妨碍国家机关履行法定职责的除外。

第三十六条 国家机关处理的个人信息应当在中华人民共和国境内存储;确需向境外提供的,应当进行安全评估。安全评估可以要求有关部门提供支持协助。

第三十七条 法律、法规授权的具有管理公共事务职能的组织为履行法定职责处理个人信息,适用本法关于国家机关处理个人信息的规定。

## 第三章 个人信息跨境提供的规则

第三十八条 个人信息处理者因业务等需要,确需向中华人民共和国境外提供个人信息的,应当具备下列条件之一:

- (一) 依照本法第四十条的规定通过国家网信部门组织的安全评估;
- (二) 按照国家网信部门的规定经专业机构进行个人信息保护认证;
- (三) 按照国家网信部门制定的标准合同与境外接收方订立合同,约定双方的权利和义务;
- (四) 法律、行政法规或者国家网信部门规定的其他条件。

中华人民共和国缔结或者参加的国际条约、协定对向中华人民共和国境外提供个人信息的条件等有规定的,可以按照其规定执行。

个人信息处理者应当采取必要措施,保障境外接收方处理个人信息的活动达到本法规定的个人信息保护标准。

場合は、個人情報処理規則を別途設けなければならない。

第 32 条 法律、行政法规で、機微な個人情報の処理について関連行政许可を取得すべきであると規定しているか、その他の制限を設けている場合は、その規定に従う。

### 第三節 国家機関の個人情報の処理にかかる特別規定

第 33 条 国家機関の個人情報処理活動には本法を適用する。本節に特別規定がある場合は、本節の規定を適用する。

第 34 条 国家機関が法定の職責を履行するために個人情報を処理するにあたっては、法律、行政法規に規定する権限、手続きにより実施しなければならず、法定の職責の履行に必須となる範囲及び限度を超えてはならない。

第 35 条 国家機関が法定の職責を履行するために個人情報を処理するにあたっては、本法に規定する告知義務を履行しなければならない。本法第 18 条第 1 項に規定する事由がある場合、又は告知により国家機関の法定の職責の履行が妨害される場合を除く。

第 36 条 国家機関が処理する個人情報は、中華人民共和国内で保存しなければならない。国外に提供する確かな必要性がある場合は、安全評価を行わなければならない。安全評価については関係機関に支援と協力を求めることができる。

第 37 条 法律、法規が権限を付与した公共事務管理の機能をもつ組織が、法定の職責を履行するために個人情報を処理する場合については、国家機関による個人情報処理に関する本法の規定を適用する。

## 第三章 個人情報の国外提供にかかる規則

第 38 条 個人情報処理者は業務等の必要により、中華人民共和国外に個人情報を提供する確かな必要性がある場合、以下の条件のうちいずれか 1 項を満たしていなければならない。

- (1) 本法第 40 条の規定により、国家インターネット情報機関による安全評価に合格している。
- (2) 国家インターネット情報機関の規定により、専門機関による個人情報保護認証を行っている。
- (3) 国家インターネット情報機関が制定する標準契約に従い国外の受領者と契約を締結し、双方の権利及び義務を約定している。
- (4) 法律、行政法規又は国家インターネット情報機関が定めるその他の条件

中華人民共和國が締結又は参加する国際条約、協定に、中華人民共和国外への個人情報提供についての条件等が規定されている場合は、その規定に従うことができる。

個人情報処理者は、国外の受領者による個人情報処理活動が

本法に規定する個人情報保護基準を満たすことを保障すべく必要な措置を取らなければならない。

第三十九条 个人信息处理者向中华人民共和国境外提供个人信息的,应当向个人告知境外接收方的名称或者姓名、联系方式、处理目的、处理方式、个人信息的种类以及个人向境外接收方行使本法规定权利的方式和程序等事项,并取得个人的单独同意。

第四十条 关键信息基础设施运营者和处理个人信息达到国家网信部门规定数量的个人信息处理者,应当将在中华人民共和国境内收集和产生的个人信息存储在境内。确需向境外提供的,应当通过国家网信部门组织的安全评估;法律、行政法规和国家网信部门规定可以不进行安全评估的,从其规定。

第四十一条 中华人民共和国主管机关根据有关法律和中华人民共和国缔结或者参加的国际条约、协定,或者按照平等互惠原则,处理外国司法或者执法机构关于提供存储于境内个人信息的请求。非经中华人民共和国主管机关批准,个人信息处理者不得向外国司法或者执法机构提供存储于中华人民共和国境内的个人信息。

第四十二条 境外的组织、个人从事侵害中华人民共和国公民的个人信息权益,或者危害中华人民共和国国家安全、公共利益的个人信息处理活动的,国家网信部门可以将其列入限制或者禁止个人信息提供清单,予以公告,并采取限制或者禁止向其提供个人信息等措施。

第四十三条 任何国家或者地区在个人信息保护方面对中华人民共和国采取歧视性的禁止、限制或者其他类似措施的,中华人民共和国可以根据实际情况对该国家或者地区对等采取措施。

#### 第四章 个人在个人信息处理活动中的权利

第四十四条 个人对其个人信息的处理享有知情权、决定权,有权限制或者拒绝他人对其个人信息进行处理;法律、行政法规另有规定的除外。

第四十五条 个人有权向个人信息处理者查阅、复制其个人信息;有本法第十八条第一款、第三十五条规定情形的除外。

个人请求查阅、复制其个人信息的,个人信息处理者应当及时提供。

第 39 条 個人情報処理者が中華人民共和国外に個人情報を提供する場合、個人に国外の受領者の名称又は氏名、連絡先情報、処理の目的、処理方式、個人情報の種類及び個人が国外の受領者に対して本法規定の権利を行使する方式及び手続き等の事項を告知したうえ、個人から単独の同意を取得しなければならない。

第 40 条 重要情報のインフラ運営者及び処理する個人情報が国家インターネット情報機関の規定量に達する個人情報処理者は、中華人民共和国内で収集し、生じた個人情報を国内に保存しなければならない。国外提供の確かな必要性がある場合は、国家インターネット情報機関による安全評価に合格しなければならない。法律、行政法規及び国家インターネット機関が安全評価を受けなくともよいと規定している場合は、その規定に従う。

第 41 条 中華人民共和國の所管機関は、関連の法律や中華人民共和國が締結又は加盟する国際条約、協定、又は平等互惠原則に基づき、外国の司法又は法執行機関によって国内に保存された個人情報の提供請求を処理する。個人情報処理者は、中華人民共和國の所管機関の認可を得ずに、国内に保存された個人情報を外国の司法又は法執行機関に提供してはならない。

第 42 条 国外の組織、個人が中華人民共和國の公民の個人情報の権益を侵害するか、中華人民共和國の国家安全、公共の利益を脅かすような個人情報処理活動に従事する場合、国家インターネット情報機関はそれを個人情報提供禁止リストに登録することができ、公告したうえ、そのような組織、個人への個人情報の提供を制限又は禁止する等の措置を取る。

第 43 条 いずれの国家又は地域も、個人情報の保護に関して中華人民共和國に対し差別的な禁止、制限又はその他類似の措置を取った場合には、中華人民共和國は実際の状況に応じて当該国家又は地域に対し対等な措置を取る。

#### 第四章 個人情報処理活動における個人の権利

第 44 条 個人はその個人情報の処理について知る権利、決定権を享有し、他人が自身の個人情報を処理することを制限又は拒否する権利を有する。法律、行政法規に別段の定めがある場合を除く。

第 45 条 個人は個人情報処理者からその個人情報を閲覧し、複写する権利を有する。本法第 18 条第 1 項、第 35 条に規定する状況を除く。

個人がその個人情報の閲覧、複写を請求する場合、個人情報処理者は速やかに提供しなければならない。

个人请求将个人信息转移至其指定的个人信息处理者，符合国家网信部门规定条件的，个人信息处理者应当提供转移的途径。

第四十六条 个人发现其个人信息不准确或者不完整的，有权请求个人信息处理者更正、补充。

个人请求更正、补充其个人信息的，个人信息处理者应当对其个人信息予以核实，并及时更正、补充。

第四十七条 有下列情形之一的，个人信息处理者应当主动删除个人信息；个人信息处理者未删除的，个人有权请求删除：

- (一) 处理目的已实现、无法实现或者为实现处理目的不再必要；
- (二) 个人信息处理者停止提供产品或者服务，或者保存期限已届满；
- (三) 个人撤回同意；
- (四) 个人信息处理者违反法律、行政法规或者违反约定处理个人信息；
- (五) 法律、行政法规规定的其他情形。

法律、行政法规规定的保存期限未届满，或者删除个人信息从技术上难以实现的，个人信息处理者应当停止除存储和采取必要的保护措施之外的处理。

第四十八条 个人有权要求个人信息处理者对其个人信息处理规则进行解释说明。

第四十九条 自然人死亡的，其近亲属为了自身的合法、正当利益，可以对死者相关个人信息行使本章规定的查阅、复制、更正、删除等权利；死者生前另有安排的除外。

第五十条 个人信息处理者应当建立便捷的个人行使权利的申请受理和处理机制。拒绝个人行使权利的请求的，应当说明理由。

个人信息处理者拒绝个人行使权利的请求的，个人可以依法向人民法院提起诉讼。

## 第五章 个人信息处理者的义务

第五十一条 个人信息处理者应当根据个人信息的处理目的、处理方式、个人信息的种类以及对个人权益的影响、可能存在的安全风险等，采取下列措施确保个人信息处理活动符合法律、行政法规的规定，并防止未经授权的访问以及个人信息泄

個人が自らの個人情報を指定する個人情報処理者に移管することを請求する場合、国家インターネット情報機関の規定する条件に適合するようであれば、個人情報処理者は移管の手段を提供しなければならない。

第 46 条 個人は、自らの個人情報が不正確又は不完全であることを発見した場合、個人情報処理者に訂正、補足を請求する権利を有する。

個人が自らの個人情報の訂正、補足を請求した場合、個人情報処理者はその個人情報を確認し、速やかに訂正、補足しなければならない。

第 47 条 以下に掲げる事由の一つがある場合、個人情報処理者は自主的に個人情報を削除しなければならない。個人情報処理者が削除しない場合、個人は削除を請求する権利を有する。

- (1) 処理の目的が実現されたか、実現できない、もしくは処理の目的を実現することが必要なくなった。
- (2) 個人情報処理者が製品又はサービスの提供を停止したか、保存期間が満了した。
- (3) 個人が同意を撤回した。
- (4) 個人情報処理者が法律、行政法規に違反したか、約定に違反して個人情報を処理した。
- (5) 法律、行政法規に定めるその他の事由

法律、行政法規に規定された保存期間が満了していないか、個人情報の削除が技術的に実現困難である場合、個人情報処理者は保存及び必要な安全保護措置を取る以外の処理を停止しなければならない。

第 48 条 個人は個人情報処理者に対し、その個人情報処理規則について説明を求める権利を有する。

第 49 条 自然人が死亡した場合、近親者は自身の適法で正当な利益のために、死亡者の個人情報について、本章に規定する閲覧、複写、訂正、削除等の権利を行使することができる。ただし、死亡者が生前に別途指示していた場合を除く。

第 50 条 個人情報処理者は、個人による権利行使の申請を簡便に受理及び処理できる仕組みを確立しなければならない。個人による権利行使の請求を拒否する場合は、理由を説明しなければならない。

個人情報処理者が個人による権利行使の請求を拒否した場合、個人は裁判所に訴訟を提起することができる。

## 第五章 個人情報処理者の義務

第 51 条 個人情報の処理者は、個人情報の処理の目的、処理方式、個人情報の種類及び個人の權益に対する影響、存在しうる安全リスク等に基づき、以下に掲げる措置を取って個人情報処理活動の法律、行政法規の規定への適合を保証したうえで、権限を付



露、篡改、丢失：

- (一) 制定内部管理制度和操作规程；
- (二) 对个人信息实行分类管理；
- (三) 采取相应的加密、去标识化等安全技术措施；
- (四) 合理确定个人信息处理的操作权限，并定期对从业人员进行安全教育和培训；
- (五) 制定并组织实施个人信息安全事件应急预案；
- (六) 法律、行政法规规定的其他措施。

第五十二条 处理个人信息达到国家网信部门规定数量的个人信息处理者应当指定个人信息保护负责人，负责对个人信息处理活动以及采取的保护措施等进行监督。

个人信息处理者应当公开个人信息保护负责人的联系方式，并将个人信息保护负责人的姓名、联系方式等报送履行个人信息保护职责的部门。

第五十三条 本法第三条第二款规定的中华人民共和国境外的个人信息处理者，应当在中华人民共和国境内设立专门机构或者指定代表，负责处理个人信息保护相关事务，并将有关机构的名称或者代表的姓名、联系方式等报送履行个人信息保护职责的部门。

第五十四条 个人信息处理者应当定期对其处理个人信息遵守法律、行政法规的情况进行合规审计。

第五十五条 有下列情形之一的，个人信息处理者应当事前进行个人信息保护影响评估，并对处理情况进行记录：

- (一) 处理敏感个人信息；
- (二) 利用个人信息进行自动化决策；
- (三) 委托处理个人信息、向其他个人信息处理者提供个人信息、公开个人信息；
- (四) 向境外提供个人信息；
- (五) 其他对个人权益有重大影响的个人信息处理活动。

第五十六条 个人信息保护影响评估应当包括下列内容：

- (一) 个人信息的处理目的、处理方式等是否合法、正当、必要；
  - (二) 对个人权益的影响及安全风险；
  - (三) 所采取的保护措施是否合法、有效并与风险程度相适应。
- 个人信息保护影响评估报告和处理情况记录应当至少保存三年。

与されていないアクセス及び個人情報の漏えい、改ざん、紛失を防止しなければならない。

- (1) 内部管理制度や操作規程の策定
- (2) 個人情報に対する分類管理の実行
- (3) 対応の暗号化、非識別化等の安全技术措置の採用
- (4) 個人情報の処理の操作権限を合理的に確定し、定期的に従業員に対し安全に関する教育及び研修を行う。
- (5) 個人情報安全事件の緊急時マニュアルを策定し、実施させる。
- (6) 法律、行政法規に定めるその他の措置

第 52 条 個人情報の処理が国家インターネット情報機関の規定数量に達した個人情報処理者は、個人情報保護責任者を指定し、個人情報処理活動及び取る保護措置等の監督に当たらせなければならない。

個人情報処理者は、個人情報保護責任者の連絡先情報等を公開したうえ、個人情報保護責任者の氏名、連絡先情報等を、個人情報保護の職責を履行する機関に提出しなければならない。

第 53 条 本法第 3 条第 2 項に規定する中華人民共和国外の個人情報処理者は、中華人民共和国内に専門機関又は指定代表を置き、個人情報保護の関連事務の処理に責任を負わせるとともに、関係機関の名称又は代表の氏名、連絡先情報等を、個人情報保護の職責を履行する機関に提出しなければならない。

第 54 条 個人情報処理者は、定期的にその個人情報処理活動について法律、行政法規を遵守しているかどうかの適法性監査を行わなければならない。

第 55 条 以下に掲げる事由の一つがある場合、個人情報処理者は事前に個人情報保護アセスメントを行い、その処理状況を記録しなければならない。

- (1) 機微な個人情報の処理
- (2) 個人情報を利用した自動意思決定
- (3) 個人情報処理の委託、他の個人情報処理者への個人情報提供、個人情報の公開
- (4) 国外への個人情報提供
- (5) その他個人の権益への重大な影響のある個人情報処理活動

第 56 条 個人情報保護アセスメントには以下の内容を含めなければならない。

- (1) 個人情報の処理の目的、処理方式等が適法、正当、必要であるかどうか。
- (2) 個人の権益への影響及び安全リスク
- (3) 講じた保護措置が適法、有効であるかどうか、リスクの程度に相応かどうか。

個人情報保護アセスメント報告及び処理状況記録は、少なくとも 3 年間保存しなければならない。

第五十七条 发生或者可能发生个人信息泄露、篡改、丢失的，个人信息处理者应当立即采取补救措施，并通知履行个人信息保护职责的部门和个人。通知应当包括下列事项：

- (一)发生或者可能发生个人信息泄露、篡改、丢失的信息种类、原因和可能造成的危害；
  - (二)个人信息处理者采取的补救措施和个人可以采取的减轻危害的措施；
  - (三)个人信息处理者的联系方式。
- 个人信息处理者采取措施能够有效避免信息泄露、篡改、丢失造成危害的，个人信息处理者可以不通知个人；履行个人信息保护职责的部门认为可能造成危害的，有权要求个人信息处理者通知个人。

第五十八条 提供重要互联网平台服务、用户数量巨大、业务类型复杂的个人信息处理者，应当履行下列义务：

- (一)按照国家规定建立健全个人信息保护合规制度体系，成立主要由外部成员组成的独立机构对个人信息保护情况进行监督；
- (二)遵循公开、公平、公正的原则，制定平台规则，明确平台内产品或者服务提供者处理个人信息的规范和保护个人信息的义务；
- (三)对严重违反法律、行政法规处理个人信息的产品或者服务提供者，停止提供服务；
- (四)定期发布个人信息保护社会责任报告，接受社会监督。

第五十九条 接受委托处理个人信息的受托人，应当依照本法和有关法律、行政法规的规定，采取必要措施保障所处理的个人信息的安全，并协助个人信息处理者履行本法规定的义务。

## 第六章 履行个人信息保护职责的部门

第六十条 国家网信部门负责统筹协调个人信息保护工作和相关监督管理工作。国务院有关部门依照本法和有关法律、行政法规的规定，在各自职责范围内负责个人信息保护和监督管理工作。

县级以上地方人民政府有关部门的个人信息保护和监督管理职责，按照国家有关规定确定。

前两款规定的部门统称为履行个人信息保护职责的部门。

第 57 条 個人情報処理者は、個人情報の漏えい、改ざん、紛失が発生したか発生する可能性がある場合、ただちに救済措置を講じるとともに、個人情報保護の職責を履行する機関及び個人に通知しなければならない。通知には以下に掲げる事項を含めなければならない。

- (1)個人情報の漏えい、改ざん、紛失が発生したか発生する可能性がある情報の種類、原因及びもたらさるうる危害
- (2)個人情報処理者が講じる救済措置や個人が取り得る危害軽減の措置
- (3)個人情報処理者の連絡先情報

個人情報処理者が措置を講じ、情報の漏えい、改ざん、紛失のもたらし危害を有効に回避できた場合、個人情報処理者は個人への通知を行わなくともよい。個人情報保護の職責を履行する機関は、危害をもたらし可能性があると判断した場合、個人情報処理者から個人に通知するよう要求する権利を有する。

第 58 条 重要なオンラインプラットフォームサービスを提供し、利用者が膨大で、業務類型の複雑な個人情報処理者は、以下に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1)国家规定に基づき個人情報保護のコンプライアンス制度体系を確立・整備し、外部成員で構成する独立機構を設置して個人情報保護の状況を監督する。
- (2)公開、公平、公正の原則を遵守し、プラットフォーム規則を設け、プラットフォーム内の製品又はサービスの提供者が個人情報を処理するにあたっての規範や個人情報保護の義務について明確に定める。
- (3)法律、行政法規に重大に違反して個人情報を処理したプラットフォーム内の商品又はサービスの提供者に対し、サービスの提供を停止する。
- (4)定期的に個人情報保護社会责任報告を公表し、社会の監督を受ける。

第 59 条 委託を受けて個人情報を処理する受託者は、本法及び関連の法律、行政法規の規定に基づき、必要な措置をとって処理する個人情報の安全を保障し、個人情報処理者による本法規定の義務の履行に協力しなければならない。

## 第六章 個人情報保護の職責を履行する機関

第 60 条 国家インターネット情報機関は個人情報保護業務及び関連する監督管理業務の統括・協調に責任を負う。国务院の關係機関は、本法及び関連する法律、行政法規の規定により、各自の職責の範囲内で個人情報の保護及び監督管理の業務に責任を負う。

県級以上の地方人民政府の關係機関の個人情報保護及び監督管理の職責については、国の関連規定により確定する。

前 2 項に規定する機関を総称し、個人情報保護の職責を履行する機関とする。

第六十一条 履行个人信息保护职责的部门履行下列个人信息保护职责：

- (一) 开展个人信息保护宣传教育，指导、监督个人信息处理者开展个人信息保护工作；
- (二) 接受、处理与个人信息保护有关的投诉、举报；
- (三) 组织对应用程序等个人信息保护情况进行测评，并公布测评结果；
- (四) 调查、处理违法个人信息处理活动；
- (五) 法律、行政法规规定的其他职责。

第六十二条 国家网信部门统筹协调有关部门依据本法推进下列个人信息保护工作：

- (一) 制定个人信息保护具体规则、标准；
- (二) 针对小型个人信息处理者、处理敏感个人信息以及人脸识别、人工智能等新技术、新应用，制定专门的个人信息保护规则、标准；
- (三) 支持研究开发和推广应用安全、方便的电子身份认证技术，推进网络身份认证公共服务建设；
- (四) 推进个人信息保护社会化服务体系建设，支持有关机构开展个人信息保护评估、认证服务；
- (五) 完善个人信息保护投诉、举报工作机制。

第六十三条 履行个人信息保护职责的部门履行个人信息保护职责，可以采取下列措施：

- (一) 询问有关当事人，调查与个人信息处理活动有关的情况；
  - (二) 查阅、复制当事人与个人信息处理活动有关的合同、记录、账簿以及其他有关资料；
  - (三) 实施现场检查，对涉嫌违法的个人信息处理活动进行调查；
  - (四) 检查与个人信息处理活动有关的设备、物品；对有证据证明是用于违法个人信息处理活动的设备、物品，向本部门主要负责人书面报告并经批准，可以查封或者扣押。
- 履行个人信息保护职责的部门依法履行职责，当事人应当予以协助、配合，不得拒绝、阻挠。

第六十四条 履行个人信息保护职责的部门在履行职责中，发现个人信息处理活动存在较大风险或者发生个人信息安全事件的，可以按照规定的权限和程序对该个人信息处理者的法定代表人或者主要负责人进行约谈，或者要求个人信息处理者委托专业机构对其个人信息处理活动进行合规审计。个人信息处理

第 61 条 個人情報保護の職責を履行する機関は、以下に掲げる個人情報保護の職責を履行する。

- (1) 個人情報保護の宣传教育を行い、個人情報処理者の行う個人情報保護業務を指導、監督する。
- (2) 個人情報保護に関する苦情申立て、通報を受け付け、処理する。
- (3) アプリケーションソフト等の個人情報保護状況に対する検査評価を行い、検査評価の結果を公表する。
- (4) 違法な個人情報処理活動について調査を行い、処理する。
- (5) 法律、行政法規に定めるその他の職責

第 62 条 国家インターネット情報機関は、関係機関との統括・協調により本法に基づき以下に掲げる個人情報保護業務を執行する。

- (1) 個人情報保護に関連する具体的規則、標準の制定
- (2) 小規模な個人情報処理者、機微な個人情報の処理及び顔認証、AI 等の新技術、新興アプリケーションについて、専門の個人情報保護規則、標準を制定する。
- (3) アプリケーションのセキュリティ、便利な電子身分認証技術の研究開発及び普及を支持し、オンライン身分認証公共サービスの構築を推進する。
- (4) 個人情報保護の社会化サービスシステムの構築を推進し、関係機関による個人情報保護評価、認証サービスを支援する。
- (5) 個人情報保護についての苦情申立て、通報のメカニズムを整備する。

第 63 条 個人情報保護の職責を履行する機関は、個人情報保護の職責を履行するにあたり、以下に掲げる措置を取ることができる。

- (1) 関連の当事者に質問し、個人情報処理活動に関する状況を調査する。
- (2) 個人情報処理活動に関する当事者との契約、記録、帳簿及びその他の関連資料を閲覧、複写する。
- (3) 実地検査を実施し、違法な個人情報処理活動の疑いについて調査する。
- (4) 個人情報処理活動に関する設備、物品を検査する。違法な個人情報処理活動を行うために用いたものであることを証明する証拠のある設備、物品は、その部門の主要責任者に書面で報告して許可を得れば、差し押さえ、押収することができる。

個人情報保護の職責を履行する機関が法により職責を履行する場合、当事者は協力し、従わなければならない、拒否、妨害してはならない。

第 64 条 個人情報保護の職責を負う機関が職責を履行する中で、個人情報処理活動に比較的大きなリスクがあるか、個人情報安全事件が発生したことを発見した場合、規定の権限及び手続きにより当該個人情報処理者の法定代表人又は主要責任者と面談を行うか、個人情報処理者に対し、専門機関に委託して個人情報

者应当按照要求采取措施, 进行整改, 消除隐患。  
履行个人信息保护职责的部门在履行职责中, 发现违法处理个人信息涉嫌犯罪的, 应当及时移送公安机关依法处理。

第六十五条 任何组织、个人有权对违法个人信息处理活动向履行个人信息保护职责的部门进行投诉、举报。收到投诉、举报的部门应当依法及时处理, 并将处理结果告知投诉、举报人。履行个人信息保护职责的部门应当公布接受投诉、举报的联系方式。

## 第七章 法律责任

第六十六条 违反本法规定处理个人信息, 或者处理个人信息未履行本法规定的个人信息保护义务的, 由履行个人信息保护职责的部门责令改正, 给予警告, 没收违法所得, 对违法处理个人信息的应用程序, 责令暂停或者终止提供服务; 拒不改正的, 并处一百万元以下罚款; 对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处一万元以上十万元以下罚款。  
有前款规定的违法行为, 情节严重的, 由省级以上履行个人信息保护职责的部门责令改正, 没收违法所得, 并处五千万以下或者上一年度营业额百分之五以下罚款, 并可以责令暂停相关业务或者停业整顿、通报有关主管部门吊销相关业务许可或者吊销营业执照; 对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处十万元以上一百万元以下罚款, 并可以决定禁止其在一定期限内担任相关企业的董事、监事、高级管理人员和个人信息保护负责人。

第六十七条 有本法规定的违法行为的, 依照有关法律、行政法规的规定记入信用档案, 并予以公示。

第六十八条 国家机关不履行本法规定的个人信息保护义务的, 由其上级机关或者履行个人信息保护职责的部门责令改正; 对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。  
履行个人信息保护职责的部门的工作人员玩忽职守、滥用职权、徇私舞弊, 尚不构成犯罪的, 依法给予处分。

第六十九条 处理个人信息侵害个人信息权益造成损害, 个人

处理活動についての適法性監査を受けるよう要求することができる。個人情報処理者は要求に従い措置を取り、是正し、リスクを除去しなければならない。

個人情報保護の職責を履行する機関が職責を履行する中で、犯罪の疑いのある違法な個人情報処理を発見した場合は、ただちに公安機関へ移送して法により処理しなければならない。

第 65 条 いかなる組織、個人も違法な個人情報処理活動について、個人情報保護の職責を履行する機関への苦情申立て、通報を行う権利を有する。苦情申立て、通報を受けた機関は法により遅滞なく処理したうえ、処理結果を苦情の申立人、通報者に告知しなければならない。

個人情報保護の職責を履行する機関は苦情申立て、通報のための連絡先情報を公開しなければならない。

## 第七章 法的責任

第 66 条 本法規定に違反して個人情報を処理するか、個人情報の処理について本法に規定する個人情報保護の義務を履行していない場合、個人情報保護の職責を履行する機関により是正を命じ、警告を与え、違法所得を没収し、個人情報を違法に処理するアプリケーションソフトに対しては、サービス提供の一時停止又は終了を命じる。是正を拒否する場合、併せて 100 万元以下の過料に処する。直接責任を負う管理者及びその他の直接責任者は、1 万元以上 10 万元以下の過料に処する。

前項に規定する違法行為があり、状況が重大な場合、省級以上の個人情報保護の職責を履行する機関により是正を命じ、違法所得を没収し、併せて 5 千万元以下又は前年度の売上高の 5% 以下の過料に処することができる。同時に、関連業務の一時停止、操業停止・改善を命じ、関係所管機関に通報して関連の業務許可もしくは営業許可を取り上げることができる。直接責任を負う管理者及びその他の直接責任者に対し、10 万元以上 100 万元以下の過料に処するとともに、一定期間において関連する企業の董事、監事、高級管理職及び個人情報保護責任者に就任することの禁止を決定することができる。

第 67 条 本法に規定する違法行為があった場合、関連する法律、行政法規の規定により信用記録に記入するとともに、それを公示する。

第 68 条 国家機関が本法に規定する個人情報保護の義務を履行しない場合、上級機関又は個人情報保護の職責を履行する機関が是正を命じる。直接責任を負う管理者及びその他の直接責任者に対し、法により処分を与える。

個人情報保護の職責を履行する部署の従業員が、職務を怠慢し、職権を濫用し、私利を図ったが、なお犯罪を構成しない場合は、法により処分を与える。

第 69 条 個人情報処理活動により個人情報の権益を侵害した個

信息处理者不能证明自己没有过错的,应当承担损害赔偿等侵权责任。

前款规定的损害赔偿按照个人因此受到的损失或者个人信息处理者因此获得的利益确定;个人因此受到的损失和个人信息处理者因此获得的利益难以确定的,根据实际情况确定赔偿数额。

第七十条 个人信息处理者违反本法规定处理个人信息,侵害众多个人的权益的,人民检察院、法律规定的消费者组织和由国家网信部门确定的组织可以依法向人民法院提起诉讼。

第七十一条 违反本法规定,构成违反治安管理行为的,依法给予治安管理处罚;构成犯罪的,依法追究刑事责任。

## 第八章 附 则

第七十二条 自然人因个人或者家庭事务处理个人信息的,不适用本法。

法律对各级人民政府及其有关部门组织实施的统计、档案管理活动中的个人信息处理有规定的,适用其规定。

第七十三条 本法下列用语的含义:

- (一) 个人信息处理者,是指在个人信息处理活动中自主决定处理目的、处理方式的组织、个人。
- (二) 自动化决策,是指通过计算机程序自动分析、评估个人的行为习惯、兴趣爱好或者经济、健康、信用状况等,并进行决策的活动。
- (三) 去标识化,是指个人信息经过处理,使其在不借助额外信息的情况下无法识别特定自然人的过程。
- (四) 匿名化,是指个人信息经过处理无法识别特定自然人且不能复原的过程。

第七十四条 本法自 2021 年 11 月 1 日起施行。

人情報处理者が自己に過失のないことを証明できない場合は、損害賠償等の権利侵害責任を負わなければならない。

前項に規定する損害賠償責任は、個人がこれにより被った損失又は個人情報处理者がこれにより得た利益に基づき確定する。個人がこれにより被った損失及び個人情報处理者がこれにより得た利益が確定困難な場合は、実際の状況により賠償金額を確定する。

第 70 条 個人情報处理者が本法の規定に違反して個人情報を処理し、多くの個人の權益を侵害した場合、検察院、法律に規定する消費者組織、国家インターネット情報機関により確定された組織は、法により裁判所に訴訟を提起することができる。

第 71 条 本法の規定に違反し、治安管理中に違反する行為を構成した場合、法により治安管理的処罰を与える。犯罪を構成する場合は、刑事責任を追及する。

## 第八章 附則

第 72 条 自然人が個人又は家庭の事務により個人情報を処理する場合には、本法を適用しない。

法律で、各級の人民政府及び関係機関に対して実施される集計、档案管理の活動における個人情報の処理について規定している場合は、その規定を適用する。

第 73 条 本法にいう用語の含意は以下の通りとする。

- (1) 個人情報处理者とは、個人情報処理の活動において処理の目的、処理方式を自ら決定する組織、個人をいう。
- (2) 自動意思決定とは、コンピュータプログラムにより個人の行為・習慣、趣味・嗜好又は経済、健康、信用の状況等を自動的に分析、評価を行って意思決定を行う活動をいう。
- (3) 非識別化とは、個人情報を処理することにより、追加的な情報がなければ特定の自然人を識別することができないようにするプロセスをいう。
- (4) 匿名化とは、個人情報を処理することにより、特定の自然人を識別できず、復元できなくするプロセスをいう。

第 74 条 本法は 2021 年 11 月 1 日より施行する。